事務事業名 都市計画策定推進事業

政策:01 暮らしを支える快適なまちづくり
施策:04 都市の整備
基本事業:99 施策の総合推進

部名:都市建設部
課名:都市整備課

計画年度	平成19年度 ～ 平成23年度	事業区分	継続	会計区分	普通会計

1 対象（誰、何に対して事業を行うのか）

都市計画区域（市域全体）

3 意図（この事業によって対象をどのような状態にしたいのか）

合併後の『都市づくり』の指針となる都市計画が策定され、『都市づくり』が推進・管理されます。

2 手段（事務事業の内容、やり方、手順）

山武市総合計画等の上位計画を踏まえて、山武市における都市の将来像や土地利用を明らかにするとともに、まちづくりの方針を定め、山武市における都市計画の総合的な指針として役割をはたす都市計画マスタープラン（ＭＰ）等を策定するとともに、MP等に即した都市計画の決定・変更を行う。合わせて成東駅周辺整備に関する検討調査を行なう。
●平成19年度:現況調査、課題整理、将来交通量推計
●平成20年度：MP全体構想、都市計画見直し（用途地域・都市計画道路）検討
●平成21年度：MP地域別構想、実現方策及びまとめ並びに都市計画見直し（用途地域・都市計画道路）検討及び協議
・駅周辺地区の現状と課題整理、地元意向・開発需要の把握

4 活動指標・成果指標・事業費の推移

区分	指標名称	単位	20年度実績	21年度実績	22年度当初	25年度目標値
活動指標①	庁内調整会議・地域懇談会の開催回数	回	6	19	5	-
活動指標②	県との協議回数	回	0	4	20	-
成果指標①	各都市計画の決定・変更件数（市町村、都市計画区域マスタープラン・都市計画区域・用途地域・都市施設）	件	0	0	1	-
成果指標②						
事業費		千円	10,343	16,432	3,303	
	うち一般財源	千円	1	16,432	3,303	

5 目的妥当性

○ 法定受託事業である（根拠法令→）
● 妥当である
○ 妥当性が低い

都市計画法第１５条に基づき、県及び市が都市計画の決定・変更を行うこととなっている。
また、同法第１８条の２に基づき市は都市計画に関する基本方針（マスタープラン）を定めるものとなっている。

6 上位の基本事業への貢献度

○ 貢献度大きい（理由→）
○ 貢献度ふつう（理由→）
○ 貢献度小さい（理由→）
● 基礎的事務事業

基本事業である市街地の整備には、適正な土地利用規制や道路・公園などの都市施設等を都市計画法に基づき位置づけ、これを明確化することにより、施設の整備等がが促進されることにより基本事業に大きく貢献されるもとと思われます。

7 対象や意図の妥当性、費用対効果の検討

○ 対象や意図を見直し、費用対効果を上げることができる
● 対象や意図の見直しはできない
○ その他

市民の暮らしや産業活動を支える事業であり、対象・意図の見直しはできない。

8 有効性（成果状況）

○ あがっている
● どちらかといえばあがっている
○ あがっていない

都市計画の基本方針となる山武市都市計画マスタープランを策定・公表、成東駅周辺地区整備検討調査を実施した。また、本事業は都市計画法に基づく都市計画の決定・変更が本事業の成果で、向上の余地は無い。

9 有効性（成果向上余地）

○ 成果向上余地・大
○ 成果向上余地・中
● 成果向上余地・小・無し

10 事業の再編成

○ 類似の事業があり、再編成できる
○ 類似の事業はあるが、再編成できない
● 類似の事業はない

類似事業は他にない

11 効率性（コスト削減の方法）

○ ある
● ない

従来の都市計画策定は市民参加が不十分であったが、昨今の市民との協働のまちづくりを踏まえ、ワークショップ等による市民の意見を集約する必要があり、時間・予算とも増加傾向がある。
また、都市計画の進行管理は行政が行うべきものであり、受益者負担の考えはなじまない。